



Public Relations 広報いちのへ - お知らせ版 - No. 203

Ichinohe

2024年(令和6年) 2月22日号

広報いちのへ(お知らせ版)

発行/一戸町/〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9 ☎0195-33-2111

編集/政策企画部政策企画課

令和6年度一戸地区センター定期利用団体募集!

一戸地区センターの利用を定期的に希望する団体は、『定期利用団体登録』をすることで、計画的に施設を利用することができます。



ホームページ

- 対象 社会教育活動を実施する団体・サークル
- 申請期限 3月15日(金)
- 申請方法

『使用許可申請書(定期利用団体用)』と『使用料減免申請書』、『会員名簿』を一戸地区センター事務室へ提出してください。
 ※町ホームページからもダウンロードできます。
 ※現在、定期利用団体登録をしている団体へは、6年度の申請書を送付しています。

※新規登録を希望する団体は、下記へ問い合わせてください。

■注意点

- ・申請書の提出後に記載事項に変更があった場合は、速やかに報告してください。
- ・営利目的の活動、企業活動、講座参加費を徴収する活動、アルコールを含む飲食を伴う活動については、対象となりません。
- ・各種イベントや施設運営の都合上、場所や時間の変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

一戸地区センター

☎33-2111 内線513

マイナンバーカードの代理受け取りには相談を!

カード申請後、交付通知書(ハガキ)が届いた人は、受け取りをお願いします。原則、本人への交付となりますが、本人が下記のやむを得ない理由に該当し、役場へ来庁できない場合に限り、代理受け取りができます。なお、理由により必要書類が異なるため、事前に問い合わせ先までご相談ください。



ホームページ

※一戸町では証明書のコンビニ交付は対応していません。

【やむを得ない理由】

病気や身体などの障がいにより来庁が困難な人、成年被後見人、被保佐人、被補助人、未就学児、小中高生、高専生、75歳以上の高齢者、長期入院者、施設入所者、要介護・要支援認定者、妊婦、長期出張者、海外留学生

一戸町民課 ☎33-2111 内線114

高校生が企画! 『ドキドキ一戸春祭り』開催!!

一戸町とぼくらの未来開拓プロジェクト(通称いちぷろ)の一環として『ドキドキ一戸春祭り』を開催します。高校生の「一戸町で花火を打ち上げたい!」という願いから始まったこのイベント。花火だけでなく、おいしい食べ物や楽しい音楽も堪能できます。子どもから大人まで楽しめるイベントです。皆様のご来場をお待ちしています。

※当日は混雑が予想されるので、町コミュニティセンター駐車場の利用をお願いします。

■日時 3月2日(土) 14:00~19:00
花火打ち上げ 18:00~

■場所

食・音楽のイベント(総合保健福祉センター) 花火の打ち上げ(花の丘公園)

■企画 久保田倫来(福岡高校)、田中大翔(一戸高校)、田代美幸(一戸高校)

一戸町政策企画課 ☎33-2111 内線211

凍霜害などの被害を受けた果樹農家の営農を支援します

- 対象者 下記すべてに該当する個人または法人
 - ①令和5年4月1日時点で町内に住所(法人は町内に本店または主たる事業所)を有し、果樹品目を生産および販売する人
 - ②令和5年度の果樹生産で凍霜害、高温障害または鳥獣被害を受けた人
 - ③令和6年度以降も営農を行う意思のある人

■支援金額

被害にあった果樹品目ごとの『10a当たりの標準的な農業費および諸材料費』に『被害面積』と『被害率50%』を乗じた額の合計に2分の1を乗じた額(1,000円未満切り捨て)

■申請期限 3月31日(日)

■申請方法

期限までに必要書類と印鑑を持参のうえ、問い合わせ先へ申請してください(申請書兼請求書は問い合わせ先で配布)。

■必要なもの

- ・栽培管理記録簿など(栽培面積が確認できる書類)の写し
- ・免許証など(本人確認書類)の写し
- ・通帳など(振込先口座が確認できる書類)の写し
- ・印鑑

一戸町農林課 ☎33-2111 内線271

--- 支援金額の計算式 ---

$$\text{支援金} = \text{被害を受けた果樹品目の10a当たりの標準的な農業費および諸材料費} \times \text{被害を受けた果樹品目の栽培面積} \times \frac{50\%}{\text{被害率}} \times \frac{1}{2}$$

休日開庁のお知らせ(3月)

【マイナンバーカード交付窓口】 ■日時 3月3日(日)、23日(土) 9:30~12:30
 ■場所 町民課 一戸町民課 総合窓口係 ☎33-2111 内線114

書類作成の負担を軽減! 『書かない窓口』を試行導入します

町では、窓口に来られるお客様のサービス向上と、窓口業務の効率化を図るDXの取り組みとして、『申請書作成支援コーナー(書かない窓口)』を試行導入します。

マイナンバーカードなどの本人確認書類を、窓口を設置した顔認証付カードリーダーに通すことで、『窓口に来た人』の欄の住所、氏名、生年月日が自動で記載された申請書が印刷されます。

■期間 3月上旬~4月30日(火)

■設置場所

町役場1階 町民課窓口付近

■対応する申請書

戸籍・住民票・印鑑証明書・諸証明等の請求書

■対応する本人確認書類

- ・マイナンバーカード ・運転免許証
- ・運転経歴証明書 ・在留カード
- ・特別永住者証明書

一戸町政策企画課 ☎33-2111 内線215

肥料価格高騰分の一部を支援します

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、肥料高騰分の一部を支援します。

■対象者

- 下記の①～③のすべてに該当する個人または法人
- 『町内に住所を有する個人』または『町内に本店または主たる事業所を有する法人』
 - 岩手県肥料コスト低減推進協議会が実施した『肥料価格高騰対策事業』支援金の交付を受けた人
 - 令和6年度以降も営農を行う意思のある人

■対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料
※令和4年秋肥と令和5年の春肥として使用した肥料

■支援内容

化学肥料低減の取り組みを行った上で前年度から増加した肥料について、すでにその8割(国支援分7割+県支援分1割)が支援金として交

付されていますが、さらに町が1割分を追加交付します。

■申請期限 3月15日(金)

■申請方法

対象者には申請書兼請求書(支援金の額を記載)を郵送します。内容を確認、必要事項にチェックし、押印のうえ、期限までに問い合わせ先または各地区センターに提出してください。

※チェックした内容によって添付書類が必要になります。

※岩手県肥料コスト低減推進協議会が実施した『肥料価格高騰対策事業』支援金の交付を受けた人で、同じ口座への振り込みを希望し、添付書類について町農業再生協議会から町が提供を受けることに同意する場合は、添付書類の提出は必要ありません。

☎農林課 ☎ 33-2111 内線 271

支援金額の計算式

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率} \times \text{使用量低減率}} \right] \times 0.1 \text{ (町支援分)}$$

乳用牛または肉用牛の飼養者へ支援金を交付します

乳用牛または肉用牛を飼養している人を対象に飼料価格高騰緊急対策支援金を交付します。

■対象者

- 下記の①～③のすべてに該当する個人または法人
- 『町内に住所を有する個人』または『町内に主たる事務所または事業所を有する法人』(町内に牛飼養施設を有する法人は交付対象者としません)
 - 自ら飼養、または他者へ預託する牛を所有している人
 - 現時点で営農しており、令和6年度以降も継続して営農する意思のある人

■対象牛

- 『町内に住所を有する個人』または『町内に主たる事務所または事業所を有する法人』
→下記のいずれかに該当する乳用牛または肉用牛。ただし、ほかの地方公共団体などから同様の支援を受けていないこと。
 - 対象者が所有し、自ら飼養管理している乳用牛または肉用牛
 - 対象者が所有し、他者に飼養管理を預託している乳用牛または肉用牛

- 町内に主たる事務所または事業所を有していないが、町内に牛飼養施設を有する法人
→対象者が所有し、自ら町内において飼養管理している乳用牛または肉用牛。ただし、ほかの地方公共団体などから同様の支援を受けていないこと。

■支援金額 1頭当たり5,000円

■申請期限 3月8日(金)

■申請方法

対象者には関係書類を送付します。期限までに申請書兼請求書に下記必要書類を添えて印鑑を持参し問い合わせ先へ提出してください。

※新たに対象になった人は問い合わせ先にご連絡ください。

■必要なもの

- 申請時における飼養頭数が確認できる書類の写し(独立行政法人家畜改良センターの牛個体識別情報データが記載された書類などの写し)
- 免許証など(本人確認書類)の写し
- 通帳など(振込先口座が確認できる書類)の写し
- 印鑑

☎農林課 ☎ 33-2111 内線 256・258

物価高騰の影響を受ける事業者へ利子補給を行います

新型コロナウイルス感染症や価格高騰の影響を受ける町内事業者の経営安定化を図るため、『岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金』などを利用している事業者に、利子補給補助金を交付します。

今後融資を受ける事業者も、対象期間内の利子負担は補助金の対象です。

■対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

■支給金額

対象期間中に支払った制度融資の利子の総額の2分の1(1,000円未満は切り捨て)

■対象者

- 下記すべての要件を満たしている人
- 令和2年4月以降、セーフティネット保証制度に基づく町の認定を付した融資(手形貸付を除く)を受けている人で、上記対象期間内に利子を支払っている人
 - 町内に本社もしくは本店を置く中小企業者、または町内に主たる事業所や店舗を有する個人事業者
 - 町税を滞納していない人

④当該補助金のほか、対象融資に対して利子補給に関する補助金を受給していない人

■申請期限 3月31日(日)

■申請方法

期限までに下記必要書類を問い合わせ先へ直接または郵送で提出してください。物価高騰対策資金利子補給補助金交付申請書兼請求書と貸付利子支払証明書は町ホームページまたは問い合わせ先で配布しています。

■必要書類

- 物価高騰対策資金利子補給補助金交付申請書兼請求書
- 貸付利子支払証明書(借入金融機関の証明印と借入金融機関との融資取引明細表が必要。※金融機関によって所定の手数料がかかります)
- 借入金融機関が発行する融資契約書の写し
- 借入金融機関が発行する償還表の写し
- 補助金振込先の通帳の見開き面の写し

☎商工観光課 ☎ 33-2111 内線 264



ホームページ

省エネ設備などの導入支援補助金のお知らせ

電気料金などの固定経費節減のため、省エネ設備などを導入しようとする特定の事業者に対し補助金を交付します。



ホームページ

■補助金額

対象事業に要する経費から、国・県などの補助金などの額を控除した額とし、その経費の3分の1
※1事業者当たり上限100万円

■対象者

- 下記すべての要件を満たしている法人
- 町内に本社もしくは本店または事業所を有し、現に町内において事業を営む法人
 - 農業、林業、漁業、公務以外の業種を営む者で、雇用する従業員数が5人以上の法人
 - 町税を滞納していない法人

■対象事業

- 下記すべての要件を満たしていること
- 既設設備を更新する事業で、新たに導入する設備の使用用途が既設設備と同一であること
 - 兼用設備、将来用設備または予備設備でないこと
 - 補助事業の実施に係る契約の相手方となる事業者は、町内に本店または支店などの事業所などを有する者であること(町内に相当する事業者がない場合は、この限りでない)

④令和6年度内の町長の指定する日までに事業を実施し、支払いが完了すること

- ⑤次のいずれにも該当しない事業であること
- 事業所などのうち、居住用途および居住用途との兼用部分における設備の導入
 - 中古設備の導入
 - リース契約による設備の導入

■申請方法

期限までに下記の必要書類を問い合わせ先へ直接または郵送で提出してください。申請書と誓約書はホームページまたは問い合わせ先で配布しています。

■必要書類

- 申請書
- 従業員数が分かる書類
- 法人税確定申告書の写し
- 誓約書
- 見積書などの写し
- 導入設備の仕様書、カタログなど
- 既設設備および設置予定箇所の写真など
- 建物所有者の承諾を確認できるもの(申請者以外の者が所有する建物の場合)

☎商工観光課 ☎ 33-2111 内線 262